

自然災害警報発令時における保育施設の休園基準について

台風や集中豪雨等の自然災害時における保育施設の休園基準は以下のとおりとします。

- ・地域の道路の状況や気象の状況で登園が危険な場合は、登園自粛をお願いします。
- ・お迎えについても周囲の状況に注意しながら早めの対応をお願いします。

警報等の種類	警報等の発令・解除	保育園開園等の対応
避難指示 【警戒レベル4相当】	開園前に発令中	原則として休園します。 ただし、地域の状況等に応じて開園することもあります。
	開園中に発令	原則として休園します。 速やかにお迎えをお願いします。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知します。
	※警報等の解除で警戒レベルが下がり、施設と周辺の安全が確認された場合、休園後も開園の判断をする場合があります。	
大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 【警戒レベル3相当】	開園前に発令中	原則として保育を行います。 ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園」または「登園自粛」とします。 ※家庭保育が可能な場合は登園自粛をお願いします。
	開園中に発令	原則として保育を行います。 ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園」とします。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知し、速やかにお迎えをお願いします。
地震情報	開園前12時間以内に 震度5弱以上	原則として休園します。 施設の安全が確認され次第開園します。
	開園中に震度5弱以上	原則として休園します。 速やかにお迎えをお願いします。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知します。
	開園前・開園中に 震度4以下	原則として保育を行います。 ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園」とします。 ※速やかにお迎えをお願いします。避難場所については、園にて保護者へ周知します。